

スコール金沢健診ステーション

感染防止対策指針

2025 年 5 月改

第 1 条 基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を職員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

第 2 条 感染防止対策部門の設置及び院内感染管理者の配置

感染防止対策部門を設置し、院内感染管理者（五十嵐 裕太）を配置した上で、感染防止に係る日常業務を行う。

第 3 条 院内感染管理者の業務内容

院内感染管理者は以下の業務を行う。

- ① 1 週間に 1 回、院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行う。
- ② 院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直しを行うとともに全職員へ周知する。
- ③ 院内感染対策に関する資料を収集し、職員へ周知する。
- ④ 職員研修を企画する（詳細は第 7 条参照）。
- ⑤ 院内感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

第 4 条 感染症の発生状況の報告

下記に掲げる者を診断したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、省令で定める事項について保健所長を通じて石川県知事へ届け出る。

- ① 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症（侵襲性髄膜炎菌感染症、風しん又は麻しん）又は新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）の患者及び新感染症に罹患していると疑われる者は、診断後、直ちに届け出る。

②厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む）は、診断後、7日以内に届け出る。

第5条 標準予防策及び感染経路別予防策

感染防止の基本として、例えば手袋・マスク・ガウン等の個人防護具を、感染性物質に接する可能性に応じて適切に配備し、医療従事者にその使用法を正しく周知した上で、標準予防策（全ての患者に対して感染予防策のために行う予防策のことを指し、手洗い、手袋・マスクの着用等が含まれる）を実施するとともに、必要に応じて対象部門、対象患者、対象病原微生物等の特性に対応した感染経路別予防策（空気予防策、飛沫予防策及び接触予防策）を実施する。また、易感染患者を防御する環境整備に努める。

第6条 診療および健診における施設内のゾーニング・動線分離

空間的・時間的分離を含む感染対策として、以下の対応を行う。

- ① 待合の工夫：診療および健診の受付および待合場所を分離する。
発熱のある患者は廊下で待機する。
- ② 同線の工夫：他患者および健診受診者とできるだけ接触しないように最短経路で案内する。
- ③ 時間の工夫：一部検査(超音波検査等)は健診受診者と予約時間を分ける。

第7条 従業員研修

- ①院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について従業員に周知徹底を図ることを目的に当院の実情に即した内容で、職種横断的な参加の下に、開催する。
- ②院内研修は、年2回開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- ③院内研修の実施内容（開催又は受講日時、出席者、研修項目）について記録する。

第8条 院内感染発生時の対応

院内感染発生時は、その状況及び患者への対応等を院内感染管理者に報告する。院内感染管理者は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

第9条 感染対策マニュアル

別紙、「スコール金沢健診ステーション感染対策マニュアル」に沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

第10条 患者への情報提供と説明

①本指針は、患者又は家族が閲覧できるようにする。

②疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。

第 11 条 その他の医療機関内における院内感染対策の推進

全職員が医療従事者として健康に関して自己管理につとめ、職業感染を予防する。